

第七十二回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十三号

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

午後一時二十二分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 加藤 陽三君

理事 野呂 恭一君

理事 上原 康助君

赤城 宗徳君

笠岡 喬君

竹中 修一君

三塚 博君

横路 孝弘君

和田 貞夫君

鈴木 康雄君

理事 中山 正暉君

理事 服部 安司君

理事 大出 俊君

大石 千八君

近藤 鉄雄君

旗野 進一君

吉永 治市君

吉田 法晴君

瀬長亀次郎君

受田 新吉君

外務大臣 大平 正芳君

厚生大臣 齋藤 邦吉君

国務大臣 (総理府総務長官) 小坂徳三郎君

総理府総務副長官 小淵 恵三君

内閣総理大臣官 佐々 成美君

房総事務審議官 瓜生 順良君

宮内庁次長 曾根田郁夫君

厚生大臣官房長 會根田郁夫君

厚生省環境衛生局長 石丸 隆治君

厚生省援護局長 八木 哲夫君

内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員外の出席者

委員の移動

三月九日

辞任 横路 孝弘君

補欠選任 湯山 勇君

第一類第一号

内閣委員会議録第十三号

昭和四十九年三月十二日

同日 鬼木 勝利君 岡本 富夫君

辞任 湯山 勇君 補欠選任 横路 孝弘君

岡本 富夫君 鬼木 勝利君

同月十一日 辞任 安里横千代君 補欠選任 受田 新吉君

三月十一日

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会附法第一四号)(参議院送付)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会附法第九号)(参議院送付)

○徳安委員長 これより会議を開きます。

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る七日、すでに質疑を終了しております。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 総理府設置法につきまして、実は反対をしたいと思いますのでありますが、皆さんの出の方が多いので、同和に関する提案を抱き合わせておいてはならないかと存じます。

も、実は後期の五カ年計画に入る時期でありまして、これは、この委員会でも各党満場一致御賛成で、各党代表がその趣旨を述べて、まとめた法案でありますだけに、むしろ、なせもって金も使いたすべしことをいいたくないかという意味で、同和問題は、政府のしりをたたきたいわけでありまして、

したがって、結果的に、万やむを得ず、抱き合わせておきますので賛成をすることにいたしました。第一の迎賓館というのは、外務大臣おいでになりますけれども、まことにけしからぬ。初代館長というの、これが外務省の長老でございます。いまは内定というわけでありまして、ところが、ホテル・オークラとかホテル・オークラとか帝国ホテルだとかいうホテル業界には、いずれもこれは、最近、牛場さんあたりまでホテル関係においでになります。外務省OBがみんなホテルの会長をやっております、そんなことです。

したがって、外国からお客さんが来て迎賓館に泊まる、その料理はわがほうでという、つまり、あるホテルにすれば迎賓館御用達、こういうことになるでしょう。だから、えらい騒ぎであります。大きな利権もからんでる。結果的に四つのホテルが、一緒に迎賓館のお出入りを認められるという。だから、つべんは全部外務省のOB、初代館長も外務省の先輩、こういうことをやっておったんじや、何と言われても納得できない。

しかも予算内容は、官費だ云々だと言いますけれども、修理ではない。五億円かけて新しい日本風のものをちゃんと建てている。修理という名前のもとに新しい建物をつくっている。これまた断じて認めたいところでありまして、

さらにもう一つ、建物をつくってから、あるいはまた修理をしてから、さて法律を出してくる。この手続きもさることながら、さらに問題になりますのは、官僚のたいへん都合のいいポストをつくるというねらいがある。迎賓館の館長という

のは、相当な俸給、相当な地位であります。将来得たいポストになってまいります。このことを事務当局に聞きましたら、いや先生、実はそのことを正面の理由にはいたしません、こういう答弁がね返る。全くもって看過しがたい経過でございます。

まして百億からの金を使うのであるとすれば、極端な物価狂騰、インフレの中で、各施設に収容されている方々にしても、母子家庭にしても、身障者の方々にしても、そういう谷間にしわが寄るのはあたりまえであります。春闘共闘委員会が、国民春闘の名のもとに政府に回答を求めたわけでありまして、わずか一人当たり二千百円の時金であります。総額百二十億足らず、迎賓館に百億からの金をかけるということならば、ほかにやらなければならぬ筋道は、一ぱいあるわけでございます。

したがって、この迎賓館にかかわるこの問題については、つべんから下まで全くもって反対であります。ただ、皆さんがたいへん巧妙な出し方をされ、同和対策とあわせて出してみようとしたので、その意味では、やむを得ず法案全体として賛成の態度をとりますが、このことについては、後々のことがございますので、私どもの態度を明確にさせておいていただく次第であります。

以上で終わります。

○徳安委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 私、日本共産党・革新共同を代表して、本法案に対し賛成の討論を行ないます。

特に本法案に示されました同和对策協議会を五年間延長することは、同和对策事業特別措置法が昭和五十四年三月三十一日まで有効であることから見て、これに合わせることは当然であり、当面、必要な措置であります。ただ、日本共産党・革新共同は、今回の法改正と関連して、若干の問題を指摘し、その改善を要求するものであります。

第一類第一号

内閣委員会議録第十三号

昭和四十九年三月十二日

その第一は、学識経験者十名と関係行政機関の職員十名、計二十名で構成される同和対策協議会との構成に關してであります。

たとえ同協議会の構成メンバーで学識経験者十名中、全日本同和会代表二名、部落解放同盟の代表二名となつていますが、部落解放同盟正常化全国連絡会議代表は一名も加えられておりません。部落解放運動が複雑な状況にあり、部落解放同盟と部落解放同盟正常化全国連絡会議が現実に存在している状況のもとで、一方の組織の代表のみが代表を同和対策協議会のメンバーとすることは片手落ちであり、公正とはいへません。政府が公正な同和行政をいうのであるなら、現に十一都府県に組織をもつており、同和行政の公正、民主的実施のために活動している部落解放同盟正常化全国連絡会議の代表を、その構成メンバーに入れて、公正を期すべきであります。それこそが未解放部落住民の要求でもあります。

第二の点は、以上の構成メンバーの不正と關連して、同和行政が必ずしも公正に進められていないこととあります。たとえば地方自治体における同和行政の窓口一本化や、大阪羽曳野市及び兵庫西宮市等に特徴的にあらわれているような、部落解放同盟朝田善之助一派による暴力的強行を容認するという不徹底さを持つてゐることとあります。

これらは、同和行政の公正化に反するものであり、未解放部落住民の意見、要求を正しく反映していないといわざるを得ません。

日本共産党・革新共同は、同和対策協議会が同和行政推進に一定の役割りを果たしていることを評価し、本法案に賛成するものですが、あわせて同和対策協議会の民主化と、同和行政の公正な推進を強く要求するものであります。

○徳安委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

総理府設置法の一部を改正する法律案について

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次に、内閣提出、参議院送付、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「経済局」を「アジア局及び経済局」に、「一人」を「各一人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○徳安委員長 本案につきましては、さきの第七十一回国会におきまして、本院において議決せられ、参議院において継続審議となり、去る六日再び本院に送付してまいつたものであります。したがひまして、その趣旨はすでに十分御承知のことと存じますので、この際、提案理由の説明は省略いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○徳安委員長 本案に対し別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、外務省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次に、内閣提出、参議院送付、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を、「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改める。

第六條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に統計情報部を、環境衛生局に水道環境部を置く。

第七條第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第八條第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に關する事務に關すること。

第八條第一項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行なうこと。

十四 所管行政に關する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。

第八條第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第九條の二に次の一項を加える。

2 水道環境部は、前項第六号、第七号及び第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十條第七号の二を削る。

第二十一條第五項中、「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二條第五項中、「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六條の二に次の一項を加える。

4 国立ろうあ者更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十六條の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に關する記録並びに船員保険」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○徳安委員長 本案につきましては、さきの第七十一国会におきまして、本院において議決せられ、参議院において継続審議となり、去る二月二十一日再び本院に送付してまいりましたものであります。したがって、その趣旨はすでに十分御承知のことと存じますので、この際、提案理由の説明は省略し、直ちに質疑に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○徳安委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 昨年、この委員会で審議をいたしましたときにも、二・三申し上げたのでありますが、また今国会の予算の分科会におきまして、質疑の申し出をいたしました。理事の方々の御判断で、この法律が衆議院に回付された際に、そこでやっていただけぬかという実はお話がございます。私、了承いたしましたので、三十分程度の時間で質問をさせていただきます。

その前に、一つ承っておきたいのですが、ルバング島から小野田さんがお帰りになる。無事にお帰りになるといふことで、たいへん私も人一倍うれしいわけでありまして、実はあの方は、私と同輩でございます。豊橋の第二予備士官学校の御出身でございます。私は同じ時期に、第一予備士官学校におりました。すぐそばでございますが、校舎が違いますので、お目にかかったことはございませんが、そういう意味でも、人一倍うれしく感じるのであります。それだけに、新聞を見ておりました、私の判断の誤りで、たいへん皆さんに御迷惑をかけたということをお野田さんが申し出ておられますが、これに対して、新聞で町の方々の御意見が出ておられますが、判断を誤ったのは、小野田さんではなくて、時のこの国の政府の指導

者の判断の誤りではないのかと、こういう論評が出ておりました。私は、まさにそのとおりだと思うのであります。したがって、どうかこれは、ばか騒ぎだけはしていただきたくないという気がいたします。三十年間の空白を静かに御自身が考へる時間を、そういう環境をつくってあげる必要がまずあるのではないかと気がするのであります。

あわせて、一つだけ承っておきたいのであります。いままで厚生省は、各地域、つまり南方地域なんか特にそうでありまして、生存者がなおおられるという情報をお持ち帰りになった方々がいたわけでありまして、その問題を記録した資料を、お持ちになっておられるはずなんです。だいたいお前でありまして、私が一ぺん承ったことがありますが、お出しになりませんでした。したがって、今日、引き揚げてこられた方々の口伝えなり、あるいは情報なりで、なお残っている方々があるというそういう資料を、おまとめであるはずだと思っております。その資料を是非お出しをいただきたいのであります。

もう一点、小野田さんの今回の問題をめぐりまして、国としてどのくらいの費用をこれに費やしておられるのか、それはまた、どういう費目でお出しになっているのか、あとのことがありますが、あわせてお答えをいただきたいのであります。もう一つの問題は、白骨兵団などという名がつかまされて、つまり南方の戦地、つまりルバング島が戦場じやございませんで、至るところに日本軍が当時おったわけでありまして、ところが、全滅をいたしました。一人も生存者がいない、そういう部隊もありまして、かくて白骨兵団などという名がつけられた時代がありました。ところが、この方々に対する遺骨収集ということについて、厚生省あるいは政府は、昨年、厚生大臣に私、こまかく承りましたが、まことに不十分なことしかやっておいでにならない。

そこで四十八年、さらに四十九年の、このことに関する予算というのは、結果的にどういうこと

になっているのか、三点合わせて、ひとつお答えをいただきたいのであります。

○八木政府委員 お答え申し上げます。

第一点は、特に南方等におきまして、元日本兵が残留しているのではないかという点につきまして、いろいろな情報について、どういふような措置をとっているかという御質問だろろうと思っております。私も、私ども、外務省あるいは商社あるいはいろいろな旅行者、さらに最近では、海外旅行が非常に多くなっておりますし、それから私どものほうの遺骨収集でございますとか、あるいは戦友会の慰霊墓参とかいろいろな形で南方等へ参っておりますので、いろいろな生存情報というものがございます。これにつきましては、一つ一つ調査するといふような方向でやっております。中には未確認の情報等もございまして、けれども、特に有力な情報等につきましては、厚生省から人を派遣する、あるいは外務省に依頼するといふような形でやっております。

最近までございました例といたしましては、ついでに、四十七年の三月、それから四十八年の十一月に、グアム島で日本兵がいるんじゃないかというように、特に日本兵らしい者を見たというふうな情報がございまして、これの調査をやっております。それからカロリン諸島のエンダペリー島におきまして、昭和四十七年十月にそういうふうな情報がございまして、昭和四十七年の十月に、これも人を派遣しております。それからソロモン諸島のセントジョージ島には、昭和四十八年五月、それからフィリピン島のミンタナオ島につきましては、昭和四十八年十一月、いずれも調査団を派遣いたしました。

それで、これは単独の調査団の場合もございまして、それから遺骨収集等がございましたので、その機会に調査をするというふうなことで、いずれにしましても、かなり有力な情報等につきましては、一つ一つ調査して、その実態を明らかにするといふ方法をとっておるわけでございまして、

いままですと、いずれも元日本兵残留の資料は得られておりません。

それから特に、セントジョージ島におきましては、具体的な調査をいたしました結果、全員死亡というふうなことで、戦没地点も確認したというふうなことで、これらの方々の御遺骨を収集するといふような状態でございます。もちろん今回のルバング島につきましては、何回かにわたります調査団を派遣しております。

なお、そのほかの地域につきましても、有力な情報ではございませんけれども、何らかの情報があるという際には、南方地域におきます遺骨収集を、昭和四十八年、さらに来年度におきましては、従来に比しましてかなり大がかりにやるといふことといたしておりますので、そういう際にも、できるだけ調査したいと思っております。さらに今回、ルバング島におきまして、小野田さんが救出されたというふうなこともございまして、従来以上に外務省とか商社等と連絡をとりまして、情報の収集につとめたいというふうな考えでおる次第でございます。

それから御質問の第二点で、今回の小野田元少尉の救出工作にどのくらいの経費がかかっているかということでございますが、現在の関係は、派遣団がまだこちらへ帰っておりませんので、まだ確定した内容を申し上げる段階ではございませんけれども、一昨年の十月から昨年の四月にかけて、半年近い大がかりな捜査をやったわけでございまして、これに要しました経費は九千六百万円でございます。その大部分は、政府派遣団の旅費とそれから現地におきます航空機でございますとか自動車の借上げ料とか人夫賃等でございます。

それから第三点の遺骨収集の問題でございますけれども、遺骨収集につきましては、戦後、いろいろな形で政府として実施いたしておった次第でございますけれども、決して十分ではないわけでございます。国会等の御議論におきましても、十分でないというふうなおしかりをいただいております。

りますし、来年、昭和五十年は戦後三十周年になるわけでありますから、戦後三十年を迎えても、まだ海外に遺骨が残っておるといふことでは、申しわけないわけがございますので、昭和四十八年度から、従来政府だけである程度の人数をやっておりますの、むしろ民間の戦友団体でございましてとか遺族会等のような、民間団体の代表の御協力もいただきまして、かなり大規模な調査を実施する。したがって、戦後三十年でございまして昭和五十年を目途としまして、遺骨収集の大筋につきましては、何とか完了したいという方向で努力をいたしておる次第でございまして、昭和四十八年度におきましては、従来一千万円台程度でありました遺骨収集の予算につきまして二億二千万円、それから昭和四十九年度におきましては、二億五千万円という予算を予定しておる次第でございます。

○大出委員 私も、去年の国会で、齋藤さんおいでになりましたが、予算を削りなさんな、あなたがんばって削っちゃ困りますよと実はあれだけ申し上げたのです。というのは、四十八年の要求額は三億九千八百三十三万円です。そうでしょう。私は去年いろいろ申し上げましたが、これを見ればわかるんですが、昭和四十二年から国が予算を組んで始めた。四十二年が千三百七十八万円、四十三年が千五百九十五万円、四十四年が千九百七十二万円、四十五年が二千二百三十五万円、四十六年が二千一百万円、四十七年が四千六百八十万円、四十八年が六千六百八十万円、四十九年が八千六百八十万円、五十年が一億四千八百万円、五十二年もたつてしまつてから初めて遺骨収集の予算を組んだんですね。それが千三百七十八万円から始まつて六年目で四千六百八十万円、だから、六年間の総計一億四千八百万円しか国は出してない。それでしよう。

ないですか。(発言する者あり)これは一つ間違えば、うしろから声がありますが、二億ぐらいの金はかかりやせぬかと思ふ。何と昭和四十二年から四十七年までの六年間で一億四千八百万円しか使っていない。ばかな話であります。だから、白骨兵団は鬼哭喚々と泣いておりはせぬかと去年私は言った。私も硫黄島に見習士官を連れて行って、最後の輸送船で帰ってきた。それも爆撃をされている。だから、私はめつたにこの委員会からの視察旅行には行かないでくださいけれども、硫黄島と条件づけたら、それじゃあとということになつたものですから参りましたが、長崎から行つた輸送船団全部やられて、最後に一隻だけ残つた。たまたま命があるわけですから、しみじみと感ずるわけです。

靖国神社どころじゃないですよ。オーストラリアの例ですけれども、第二次大戦でオーストラリアの国民の方々が四万人戦死している。日本の戦死者のわずかに五十七分の一ですよ、人口も少ないわけですから。だが、戦争が終つた後、二年間で一挙に三億円の金をかけて一体残らず全部収集をして、しかも、その地に全部りっぱな墓をつくつた。遺言のある人は遺言を、妻に言い残すことばがある人はことばをというこゝとで、全部碑に刻んで、りっぱな墓が全部できてしまつてゐる。これは、おそくなればなるほど収集が困難になるのはあたりまえです。こういうばかげたことをやつておつて、三十年苦勞された小野田さんやお帰りになるとなると、ばか騒ぎが始まるということでは、私は筋が通らぬという気がする。

戦没者の概数でございまして、さきの大戦におきます戦没者の概数は約二百四十万でございまして。それから、そのうち部隊の復員等の際に送還いたしました御遺骨が約百七十万でございまして。それから、いままでの遺骨収集によりまして送還された数が約十五万でございまして。そこで、あとどの程度の御遺骨が、今後の遺骨収集で完全な収集ができるかということもございまして、先生からも御指摘ございましたように、すでに三十年近くもたつておるわけでございますので、現地の状況等によりまして、その後、河川のはららん等があるとか、あるいは爆弾の直撃を受けて粉砕したとか、あるいは海没したというふうなことで、どの程度収集できるかという見通しが非常にむずかしい問題であるわけでございますが、さらに戦争直後、米軍等によりまして、ある意味での戦場の整理等も行なわれたというふうなことで、すでに送還しました遺骨あるいは遺骨収集で持つてまいりました御遺骨、その差引がこれから残つております御遺骨の数ということには直ちににならないわけでございますが、私どもいろいろの情報をさぐりまして、あとの程度どういふ地域にあるかというふうな形で、残りの地域につきましての御遺骨の収集を達成したいといふふうに考えておる次第でございまして。

○大出委員 四十八年一月四日の新聞ですが「沖繩戦跡に遺骨野ざらし 人家近くの丘で三百体 糸満郊外で旧日本兵放置され荒れ果て」というので写真まで載つてゐるわけですね。何と私の行つた豊橋予備士官学校十一期というの、実は三百六十七名ばかり、関東から行つた人間の九割まで沖繩で死んじやつたんですよ。私と一緒に士官学校を過ごした人たちは、この沖繩でさへ、上原さん、ここにおいでになるけれども、こういう状態でしょう。いかにずさんであり、いかに不熱心かということが、私は目に見える気がする。いまお話がありました、はつきりしない。私がつつと当たつていった限りでは、約二百四十万の方々が戦死されている。そうしてわずかしかり予算を組んでおりませんから、ほとんど遺骨収集は民間団体がやつてゐる。それも学生さんが非常に多い。わざわざアルバイトで金をつくらせて行つてゐるわけです、みんな。それでしよう。ほとんど民間まかせ。

そして大騒ぎして、ばか騒ぎして行つた政府の収集団なんというの、ほとんど収集できやしない。まず体力がない。学生さんが山に登つて全部調べた。だから、小野田さんの捜索だなんていって、こんなに金を使つたつて、何をやつたか、さつぱり疑わしいと私は思う、遺骨収集がそんなんだから。政府がやつたやつは、ほとんど収集していやしない。現場の学生なんか逆におこつてゐる。民家を借りて、ほんとうにアルバイトの金で行つたのだから、金を使わぬで、魚を突いて食つたりして、収集しているのがたくさんあります。ところが、政府から行つたのは、ホテルや何かに泊つたり、りっぱなところに泊まつたりしてゐる。そしてろくに収集をしていない。

そこで収集し切つてゐるのは、みんな持つて帰つたものです。中国大陸なんかは、持つて帰つたのがたくさんありますよ。帰還された方々で、蒋介石の軍隊だつて、みんな持たして帰つてゐるんです。たいへんに親切にしております、調べてみますと。だから、私は在外財産問題のときも調べたんですが、いま私の手元にある資料によれば、二百四十万の方の中で百四十八万八千三百七十七、これが収集されている。そうすると、収集されないで野ざらしで残つてゐるほうが多い。百四万柱しか収集してゐないので、百三十五万一千六百六十三柱残つてゐる。こんなふざけたことはないですよ。

しからは遺族の人たちは、小野田さんがお帰りになるのをながめて、どう考えてゐるか。私の同期にも遺骨のないのがたくさんいる。だから、小野田さんの同期の方だつて、遺骨がわからないの、いばいばい。そのことについて、この機会に政府は一言も融れようとしな。特別機を派遣して小野田さんを連れてくる。それは世間に対し

ては、かっこいいことになるけれども、あの時期に玉砕をした白骨兵団で残ったままになって、これらの問題については一言も触れない。

しかも、さっき私が申し上げましたように、いままでもかけた費用だつて、六年間で一億四千万しか使っていないでしよう。四十八年はまだ四十八年度ですよ、三月末まではまだ使い切っちゃいないでしよう、年度でいえば、一億四千万しか使っていない。小野田さんの今日までの捜査段階で九千六百万使っているじゃないですか、あなた方は、今度は一切がつかい入れたら、一体幾らになるんですか、小野田さんの救出問題で、これはあとでお答えいただきたい。だから、こういうもののお考え方は相ならぬ。この際、このことを契機に、もっと積極的に——残存している日本のかつての兵隊の方々がおいでになるのならばぬのか。情報がある、しからばどこまでの確にお調べになったのか。これは、いまの答弁だけでは疑わしい。

しかも小野田さんの問題だつて、ルバンクにおいてになることは早くからわかつていた。じや、どこまで一体親身の調査をしたのか。二十八年か九年でしよう、島田さんという伍長の方が撃たれてなくなつたのは、小塚金七さんという一等兵の方は一昨年でしよう。もし、もっと早く手をつけていたら、せつかく生き残つたその二人の方も一緒に、三人一緒に帰つてこられたかも知らぬのですよ。そうでしよう。私は、オーストラリアの例を、さっき申しましたが、オーストラリアは、人口の少ない国ですよ。だが、戦争が終わつたら、すぐこれに立ち上がった、二年間で日本の円に換算して三億もかけているんですよ、日本の五十七分の一の戦死者に対して。そういうことを適確に何もやらぬで、今回のような騒ぎをしてみたつて、私は意味がないと言ふのだ。

だから、鬼哭嗷々たる方々はたくさんいるんだから、南方に百三十万からいるんだから、その意味で、私は、どうしても政府主導型のばか騒ぎはしていただきたくないのです。これは大臣に御回

答いたいただきたいのだが、先ほどのと二つお願いします。

○齋藤國務大臣 今回、小野田元少尉が無事帰つてこられる、そのこと自体は、私は喜ばしいことだと思ひます。しかし、その陰に子供さんをなくされた遺族の方々、あるいはまたルバンクで申しますれば、ごく最近まで一緒にいられた小塚一等兵——昨年の十月まで一緒にいられたわけでございます。そういうふうな人たちの気持ちをおぼえて、私は、暗い気持ちを持っておられる方がたくさんおられると拝察をいたしております。したがつて、私は、そういう背景というふうなことを十分頭に描いておられますので、実は、今回、小野田さんがお帰りになるにあたりまして、静かにお迎えをしてもらいたい、これが私の心からなる心境でございます。

それにつけても、いま大出先生からお話がありましたように、遺骨の収集がおかれておることとは、私は、政府としてまことに申しわけない次第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をおあげになりましたの御質問でございますが、まさしく遺骨の収集は、四十八年度から二億台になつた程度でございます。その前までは、お述べになりましたように、一千万、二千万程度であつた。しかもお述べになりました、沖繩の糸満においてまだ残つておるといふ話も、実は新聞でこの前、私も見まして、復帰した沖繩ですら、このような状態かといふことで、私もほんとうに申しわけないと思つております。

なお、沖繩の問題については、私もその記事を見まして、非常に胸を打たれましたので、来年度の予算の執行にあたりましては、冒頭に沖繩の県の御当局とも十分相談しながら、この復帰した沖繩ですらといふ気持ちで、まずこの辺をまっ先に取り上げていかなければならぬだろうと思ひます。

それから、サイパンその他についても、昨年わが党の方々が行って見てまいりましたが、まだ残つておるといふ御叱責をいただきました。これ

なども一つの例でございます。今日までの数字をあけての御質問、私、ほんとうにそのとおりで、何のことばも返す道はないと思ひます。今後とも私は、こういうふうな事態に満足するところじやなくて、もっともつと真剣になつて考えていかなければならぬと考えておりますので、そうした気持ちで、今後一そう努力をいたしてまいる考えでございます。

○八木政府委員 今回のルバンク島におきます救出経費でございますが、最終的に、まだ帰つてきておりませんので、詳しい数字等はわかりませんが、昨年も、今回の救助につきましては、昨年から一昨年にかけて行ないましたのと違ひまして、非常に短期間でございます。そういうことで、こちらから参りました職員、あるいはお願いしました民間の方々の方々の旅費が大部分だろうといふふうに思われまふ。

それから、きよう帰つてまいりますけれども、この飛行機につきましては、特別にチャーターしたといふことではございませんので、今回帰りまふ際に、新聞記者の方等、報道関係者がたくさんおられます、御一緒に帰られるといふことでございまして、日航のほうで臨時便を出していただきましたので、それに乗つていただくこととございまして、特別に、政府として、そのための費用を出しておるといふことではございませぬ。

○大出委員 この遺骨の収集であるとか、あるいは残存しておる方々があつて、やつと救出——救出といふのは、筋が違ふと思ひますけれども、お帰りをいただくといふことである限りは、思い切つてやり得るだけのことは、この国に政府がないわけじゃないのですから、やつていいわけでありまして、そのことをとやかく言つていふのじやない。つまり一人の方にお帰りたいだけ努力をするだけで、これだけ金がかかるわけでありまして、したがつて、南海の果てに朽ち果てんとする遺骨を収集するとなれば、なまはんかな金ではできないといふことを申し上げておるのです。

二億とは何だと私は言ひたいのですよ。さっきから何べんも例をあげているように、終戦後、二十一年、二十二年といふこの二年間で、オーストラリアでさえ、あれだけの国で邦貨に換算して三億円の金を使つた。いま終戦後、何年たつていますか。当時の金でしよう、この三億円といふのは、いまの日本の立場からすれば、何百億の金をかけなければならぬ筋合いですよ。そうでしよう、貨幣価値からいつたつて、一つも金かけないで収集できるはずがないじゃないですか。ほかに使う金は山ほどある。ならば、こういうけじめはきちつとしなければならぬですよ、筋道として。

だから、去年も、要求した予算額というものは、削らせなさいと私は大蔵省にも当時言ひましたが、そうしなければ納得しかねる、これは日本人として。そういう言ひ方を去年私はしたんですが、あのときには、各党でひとつそつと、遺骨収集のことを政党政段でも考えようじやないかといふ提案までしたことがあります。したがつて、これは、ぜひひとつ、これだけの金でできやせぬことばかりですけれども、いまさら、予算が審議されているときに、どうこう申してもしかたがありませんから、あらゆる手段方法に訴えて、せめてどこにどのぐらゐ残存の日本兵がおるといふ問題について、情報のある限りは、それこそ草の根を分けてもさがすといふところまでこれはやつてほしい。

私は、さっきから申し上げているように同期ですから、顔見たことありませんけれども、人一倍うれしいわけですから、決してそのことをけなしも何もありませんけれども、この機会にそうしなければ国の行政として片手落ちではないか、そう言つておられるわけですか。だから、そのところを、政府がきちつと明らかにしていただく。そのことがこの際——帰つてきた方のことが新聞に載れば、年寄りで自分のむすこの戦死を考へる人は山のようにいるんだから、そこらのところは、ひとつきちつとしていただかぬと困る、こう言つてい

るわけでありまして、御了解をいただきたい。大臣、もう一言ひとつお答えください。

○齋藤國務大臣 大出先生のおっしゃったこと、私、非常にこもつともなことで考えておりました、私もそうした気持ちで臨みたいと思ひます。今後とも生存者その他の情報等がありますれば、草の根を分けてもさがすという努力、最大の努力をいたす考えでございますし、遺骨収集についても努力をいたしたいと思ひます。

○大出委員 一言だけ最後に申し上げますが、引き揚げてきた方の、厚生省が合計六十万人以上の引き揚げ者名簿をおなくしになった。

そこで、一つ例をあげて申し上げますと、仙崎に帰ってきた人で、これは韓国からの引き揚げであります、石田照雄さんと申します。これは具体的な例でありまして、新聞にも出しましたが、朝鮮から釜山経由で仙崎に帰ってきた、昭和二十二年に。在外財産がございまして、現金もございまして。現金が当時二十八万円、これを、みんな取り上げられたわけでありまして、それで税関で証明書をいただきましたが、このとき引き揚げたのは三人ばかりで、一緒に帰ってきております。この人は、横浜南区井土ヶ谷中町七十番地、電話が(七四一五二〇二二)というわけでありまして、ところが、この人が鶴見で火災にあいまして、もらい火で全部焼けてしまった。あわせて証明書をなくした。

そこで、在外財産問題だとかいろいろ問題が、その後出てまいりまして、証明書ももらおうと思つて、引き揚げ者名簿があるはずでありますから、厚生省へ行つたらないと言ふ。どうしてないんだと言つたら、わからぬと言ふ。で、いろいろやりとりをしたんだが、ないものはしかたがないと頭を下げられて、にっちもさっちもいかない。結論を先に言いますが、そんなに過去の苦しい時代、引き揚げてくる時代のことにはうそはない。これは明らかに責任の所在は厚生省だと思ふんですが、まず責任の所在を明らかにしていただいで、うそはないんですから、やはり克明に本人を呼ん

で聞いてみて、六十万人分皆さんがなくしているんですから、泣き寝入りをした人はほかにもいるんですから、しかも、これは永久保存になつてい るんですから、やはりその記録を全部おたくのほうでおとりになつて、必要なことから、できる限 りの措置は確認の形でしてあげていんじやないかと私は思ふんですよ、これは終戦処理の一つな んだから、そうでしょう。

皆さん、いま小野田さんのことだつて二億も金 かけるんですよ。それならば、これは昔の金な んですからわずかな金ですよ。その辺のことは、 ないからしかたがありませんたつて、じゃ責任は どこにあるのだということになる。だから、そこ らが明確にされて、本人から克明に聞いて、認定 できる範囲のものを認定する措置をとつて、それ だけのことはしてあげる誠意があつていいと私は 思ふ。そのところは、いかがでございますか。

○八木政府委員 第一点の仙崎引揚援護局の引き 揚げ証明の問題でございますが、先生御指摘のと おり、まことに申しわけないわけでございますけ れども、現在、厚生省のほうにその書類が引き継 がれてございませぬ。まあ引き継がれておりま せん理由というのは、非常に昔のことによくわ かりませぬけれども、終戦後の非常に困難時で あつたというふうなことで、それから、この仙崎 の引揚援護局というのが、一年間の短期間で閉局 されていふというふうなこと、おそらくそういう ような事情もございまして、当時の現地の事務体 制というものが不十分ではなかつたのかというふ うに考えられますし、さらにまた当時、将来の、 引き揚げ者に対しますその後でございました給付金の 制度でございますとか、あるいは特別交付金の制 度というふうなことも予想されなかつたというよ うな事態等もございまして、永久保存もされてお らなかつたということ、閉局の際に廃棄処分し たのではないかとこのように考えられるわけに ございまして、この点につきましては、昔のこと ではございませぬけれども、私どものほうへ引き継 がれておりませぬので、まことに申しわけなく

思つておる次第でございます。こういう面で引 き揚げの方のいろいろな御迷惑をかけております 点につきましては、深くおわびを申し上げたいと 思つてございませぬ。

なお、現実には、しからば引き揚げ証明がないと いう場合にどうするかという第二の点でございま すけれども、私どものほう、あるいは総理府のほうで、その後行ないました。厚生省の関係では、 引揚者給付金がございまして、それから、その後、 総理府の関係では引揚者特別交付金の制度がござ いますが、これの対象になります引き揚げ者の 方々の中には、やはり引き揚げ証明がないとい う方もあるわけでございますので、そういう方々に つきましては、一緒に引き揚げてこられた方々の 証言でございまして、あるいは何らかの補強証 明、市町村役場とかそれから現地のいろいろな証 明でございまして、何らかのそういう補強証明 というものを基礎にいたしまして、証明書がなく てもできるだけ御便宜をはかりたいというふうに やつておる次第でございます。

○大出委員 大臣、これで終わりですが、これは、 やはり片手落ち行政なんですよ。だから、連絡 とつてやつていただきまして、この種のケースは ほかにもある、しかし数はそう多くはない、だか ら、認定できる範囲でこれは認めてあげるといふ立 場が必要だと思ふんです。だから、多少そのワク がラフになつても、その辺のことがとれるような措 置をお考え願ひたいのですが、大臣いかがでござ いませぬか。

○齋藤國務大臣 本人等から、いろいろな事情を聴 取いたしました、本人の希望も十分考へて善処い たします。

○補安委員長 受田新吉君。

○受田委員 きわめて短時間で質問をさせてもら います。

いま大出議員からお話しのよう、小野田元 少尉がルバング島から無事に帰還してくるこ とになりました。われわれ、生存者を救済するこ との意味において、政府が力をいたされたことに

つきまして、また国民がこれにあと押しをした ことについても、ほんとうにありがたいことだと 思つております。

ただ、ここで特に指摘したいことは、この生存 未帰還者というものの、生命をいま保つておるとい うのが明確になつた場合には、大いに総力をあげ てその救出をはかるということは、これはたいへ ん大事なことなんでしょうが、もともと、こ のフィリピンのルバング島の元日本兵につきま しては、すでに赤津一等兵が投降し、さらに島田伍 長戦死という時点から、ルバングに生存者がおる ということがはっきりしたし、それは小野田元少 尉であり、小塚一等兵であるということもわかっ ておる。

そこで、昭和三十四年の二月二十七日、第三十 一国会で比国ルバング島の元日本兵の生還を期す る決議、これが当時、海外同胞引揚特別委員会と いうのがありまして、私、ちょうど昭和二十二年 からまる十二年間、この委員会へずっと連続構成 員としてつとめておりましたが、この生還を期す る決議案ができて、この特別委員会は、任務を完 了したというので、一応取りやめになつた委員会 であります。そして、この戦後十二年間の責務 を尽くした海外同胞引揚特別委員会の最後の決議 案は、

「戦後既に十四年、今なお東南アジア諸地域の 一部に少数の同胞が生きて残っていると伝えられる ことは、人道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸国の協力を 求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、 特に比国ルバング島の元日本兵については、た だちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期 すべきである。

右決議する。」

これは、党派をこえて国会の決議となつた記録が あるわけ。私もその提案者の一人として、こ の決議がようやく実を結んで、今日きょう、小野 田さんが無事に生還されたことは祝福にたえな い。けれども、いま大出さん指摘のよう、小塚

さんを生存のままお帰してきた道もあつたと思ふのです。まさかと思ふ。きょうお二人が御一緒に帰れば、どんなにうれいしことであつたかという感じが脳裏を去っておりません。私、その意味で、せめて、小野田さんが無事にお帰りになつたこの機会に、長い間御苦労されたことに對して、国民がこれをあたたかく迎えるということにおいては、これは心から賛意を表する次第です。

同時に、この問題を契機に、いろいろ諸問題の解決が、この時点でなされなければならぬことが幾つもあるわけですが、第一に、戦後三十年間もジャングルの中に生き抜いてこられた小野田さん個人に對しては、私、おとうさんの小野田種次郎さんと長い間おつき合ひをしておりまして、東京へ来られるたびに、私の部屋へも寄つていただけておつたし、また、たびたびお手紙も、ルパン島へ行かれた当時の、現地地主を手に入れて、もう捜査したけれどもわからない、死亡と認めるといふ悲壯なお手紙も、十四年前のお手紙もいまい起こすのです。「十分の捜査と調査を頂きまして、何も思ひ残すことはありません。島の小石に宿らせて持ち帰つたルパン島の霊は、十五日にもみぢ散りつぐ故郷の山に埋めました。六年間もジャングルに迷つた霊も、安らかに眠ると思へば私共も心安まります。」という意味の、これは十五年前のお手紙ですが、この私にとって、いま非常につかしい手紙が出てきたわけです。その後も幾つかもいただいているお手紙がこれにあります。親の気持ちと、なかなかよくできた御家庭であるという感じをしみじみ持つものでございますが、きょうこの御両親が、せめて八十六と八十八のお二人が生きておつてよかつたと思ふのです。このお二人が故人となつておつたら、どんなにさびしい小野田さんの帰国であろうかと思ふと、御両親が健在でお子さまを迎えるということ、私は祝福したいと思つております。

同時に、小野田さんが祖国へ帰つた後に、あまりお祭り騒ぎでなくて、静かに故国へ帰られるよ

うに、静かにこれからの人生を考えるようにしてあげるよう配慮をされる必要がある。政府自身も、その点を心してもらいたい。しかし、小野田さん自身の、現地で軍人として最後まで使命に生きたというこのすなおなお気持ち、これは軍国主義につながるという意味でなくて、すなおなお気持ちで上官の命で任務に服したという意味で、こつちへ帰られたこの機会に、陛下の軍人として生きてきたという気持ちも、きつとおありだと思ふのです。が、あまりむずかしいことを考えないで、天皇陛下御自身にお会いしたい気持ちがあれば、すなおに宮内庁も、これをお認めになられていいことだ。横井さんのときには、それが実現できなかった。いろいろと当たりさわがあるような話でございまして、このたびは、フィリピンのマルコス大統領も、元首としてのマルコス大統領も、小野田さんに会つておるのです。

こういう意味で、日本へ帰られて、フィリピンの国が協力してくれた、それに対する感謝をあらためて認識すると同時に、日本においても、大統領さへも会つて御苦労さうだと、ある意味においては、憎しみを感ずる者が、恩讐を越えてこの気持ちを示してくれているフィリピンに對しても、われわれはまた、祖国へ帰られて陛下御自身にお会いになりたい気持ちがあるときは、ぜひこれを實現させてあげようようにすべきだと思ふのですが、宮内庁、何かそういうときに制約でもあるのでございませうか。

陛下もきのうは、非常に喜んでおられる談話を、宮内庁長官されておるようでございます。お祭り騒ぎというのじやなくて、すなおなお意味でこの問題の処理に当たつていく上で、陛下への御対面というふうなことがさうむずかしいことではないと思ふのですが……

○瓜生政府委員 小野田さんが無事にお帰りになることは心からうれしく思つております。

いまの天皇陛下との拜謁の關係でございませうけれども、これは戦争犠牲者の方いろいろな方があらまされて、いままですその方々に個人的に、個々

にお会いになりましたという前例は全然ございませぬのです。遺族の方の府県代表とかいうので、ある程度団体でお会いになつていいことはございませぬ。そのこと、それから今度、小野田さんがお帰りになる際に、静かに迎えたいというふうなお気持ちもありませぬし、全然前例のないようなことはやらないで、お迎えをされるほうがいいのじやないかというふうな、事務を扱つておるわれわれとしては考へておる次第でございませぬ。

なお、陛下の拜謁のことにつきましては、昨年いろいろな国会で議論がございましたが、この範圍をあまり広げないよう慎重にするというふうなことが必要だという御意見もあつたりしまして、われわれとしては、この問題については慎重に考へたいというふうな思つておる次第です。

○受田委員 非常に慎重に考へて、方針としてこの問題は非常に慎重に御処理されておるようなことでございませぬが、現地で恩讐を越えてマルコス大統領さへも会見しておるのです。これは、ちよつといままと違つた一つの意味があると思ひます。この点、あまりむずかしい、陛下とお会いする人々を、そんなに制約されるようなことは、逆に陛下が雲の上に押し上げられるようなことになる危険があるので、民衆の中に溶け込まれる陛下という立場からいへば、この機会にぜひこれが實現されるよう配慮してもらいたい。発言する者あり(こつち)うように、いまの予算委員会がががが言つた形、私の、いまあわせて質問しようというところで、発言を押さへようということになるようですが、もう一度ひとつその点……。厚生大臣は一体どうですか。(所管外だ)と呼ぶ者あり(あなた)は、所管外だけれども、個人の情においで……。

○齋藤國務大臣 受田委員のお気持ちは、十分宮内庁にも連絡をいたしたいと思ひます。

○受田委員 それから、この問題とあわせて、いま大出さんも指摘されたことですが、私、もう一つ思い切つた——中国も今度国交を回復した。中国の各地にある遺骨収集、墓地、そういうところ

での英霊にこつちへ帰つていただく広範な地域を、全面的な外交交渉ですつかり成功せねばいかぬ。それから沈船、船で沈んだ英霊、この沈船引き揚げ、「陸奥」が、ようやく引き揚げが完了して、あそこの七百名の遺骨が引き揚げられた、英霊が他の各地、南方諸地域には、沈船で、五十メートルぐらゐの水深のところへたぐさん沈んでおるでありますが、これが中においでになる、わかつて英霊、これに思い切つて予算をとる。それから遺骨収集、ちよつと私がお尋ねしたいことを、大出さんが言つてくださったので、私、何年も学生の遺骨収集に関与しているから、学生のおのすなおなお気持ちなどへ、もつと国家が予算を振り向けてやつてもらいたいなと、いままでも歯がゆかつたのですが、この機会に大幅な予算を組んで、あらゆる手段を尽くして全面的な遺骨収集、募参団もあわせてやる、こういうことで厚生大臣、ひとつ勇気を持って当たつてもらいたい。

それから、長田玉枝さんという神戸の方が、これも私、長いおつき合ひをしているが、御自身の子供が戦時死亡宣言で処分されるべきじやない、必ず子供は生きておると言つて南方まで行かれた、こういう未確認の方々、未帰還者というものを對して、もつと行き届いた対策を、この際とつていただきたい。これは時間の都合で、総括的に質問しましたが、お答え願ひたい。

○齋藤國務大臣 遺骨収集等につきましては、從來のようなことではなく、思い切つた大規模なものにいたすように、今後とも努力をいたしますし、未帰還者の方々につきましても、その心情に思いをいたし、努力をいたしたいと思ひます。

○受田委員 では終わります。

○徳安委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もございませぬので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立給員。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十三分散会